

## 市税の「不当な支払」を断ち切るために／借地料問題・第二弾

これが、公正・公平な市政ですか！

市の借地料は、土地評価に基づき市の算出方式で決まるのではなく、地権者の意向で決められている。そのため、契約額と市の算出額との比較で、地権者間に大きな格差が生じている。又、同一事業で同じ敷地の借地料に、地権者間の契約格差も起こっている。不公正な税金管理、予算執行に、背任問題浮上か。

## 新庁舎関係

179%

13,114万/7,338万



## 新庁舎関係の個別契約の実態

A氏に、229%

B氏に、178%

C氏に、130%

同じ事業の経費支出に契約格差をつけた予算執行は適正といえるのか？

## クリーンセンター

317%

1,059万/334万



## ローズセントラルビル

248%

1,651万/665万



平成18年度契約額／市の算出額(100)

借地料全体の平均は、168%

237,037,36円/141,254,335円△95,783,029円

## 憩の道

156%

1,848万/1,184万

同じ敷地内に契約格差

憩の道・個別契約の実態

A氏に、273%(土地評価低)

B氏に、196%(中)

C氏に、132%(高)

市道認定の道路に借地料4m未満の拡幅は寄付行為

「個々の事情で相場より高いこともあり得る。」

契約格差に市長は、「貸す、貸さないの選択権は相手にある。同じ基準に越したことはないが、個々の事情によって、社会相場より高くなることもあり得る。」という格差是認の姿勢。

借地料は、土地評価が基準ではないのか・・・？  
個々の事情の何が、土地評価より高つくのか・・・？  
市長の説明責任がない。

## 固定資産税の加算

その理由は

使用収益権の代償？

市長は、借地料の固定資産税加算について「使用収益権が市に移る。地主は、地代以外の収益は上がらない。使用収益を上げる市が負担する。」と強弁。市は、いつから収益事業団体に変身したのか？

新年度20%削減率  
借地料・行革方針5%

市長は、十九年度予算編成で、借地料20%削減の方針。一方、行革方針は、毎年5%削減の努力目標。この削減額の根拠と差の説明がない。

十七年度の削減実績は、四、二%。固定資産税の下落差を引くと、実績三、六%。この実績から、20%の削減が達成できるのか。市の財政状況から、借地料も「聖域」扱いにしないという決意は歓迎される。しかし、誰が、どのように交渉するのか。市長自ら交渉の出番をつくるのか。市長の姿勢が問われる。

## 公僕精神の欠落

契約書式・散漫

「公」の組織が統一した契約書式も持たない。

契約書式、項目まで相手方の意向で決まる。

市は、借地料の規定、規則も整っていない。

市民の負託に応える「公務員」の意識改革は急務。

Q &amp; A 借地料は、今まで監査委員で監査されてきましたか・・・！

「支払の確認の適否(財務監査)は、あります。借地料の適否(事務監査)は、ありません。」